

## 遡及支払の年金と 名ばかり管理職残業代

**年** 金記録の訂正による年金の増額分は、時効により消滅した分を含めて、全額支払うという年金時効特例法が平成19年7月6日に施行されています。過去年金が遡及括支給された場合は、それらを分解し、本来支払われるべきであった各年の年金所得の増加とします。

**昨** 年は、過去遡及分を平成19年分の年金等の源泉徴収票に含めていたという事件がありました。過去の各年分の正しい源泉徴収票を再発行し直す、ということで件落着きました。

**話** は変わりますが、2008年1月28日、東京地裁が、ハンバーガーチェーンの店長は労働基準法の管理監督者に

該当しないとして、未払残業代を認める判決を下し、同じように店長を管理職としてきたチェーンストア業界を震撼させました。

**マ** スコミが、店長などの管理監督者の肩書が与えられているものの、実質的に十分な権限や相応の待遇を受けていない、いわゆる“名ばかり管理職”者問題を大々的にとりあげたため、世間の耳目を集めることとなりました。

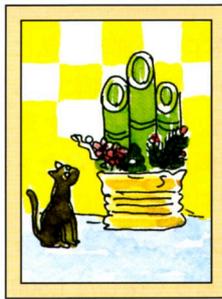
**過** 去の年分の残業代が遡って店長等に支給された場合、税務上は年金の遡及支払いと同様、本来支払われるべきであった年分の給与所得となります。遡及分支払に際しては、各年分の年末調整をや

り直して再計算をし、修正後の源泉徴収票が再発行されます。そして、これらに対応する個人住民税もあとから追徴されることになります。

**な** お、1月の判決以後、厚生労働省が「多店舗展開する小売業、飲食業等の店舗における管理監督者の範囲の適正化について」という通達を出していることもあり、同種の判決が堰を切ったように続いており、裁判所の斡旋による解決一時金で和解するケースも増えています。

**解** 決一時金の場合で、各年分の残業代の精算というよりも過去の残業代の清算の意味を込めた和解金として支払われるもの、あるいは店長給与規定の改訂の遡及適用で残業手当の差額が一括支給されるもの、は過去遡及年分の給与ではなく、和解した年分や給与規定改訂年分の給与となります。

明治政府は明治5年12月3日を明治6年1月1日として、新暦を採用しました。海外との貿易その他大きな理由はありますが、旧暦は閏月の関係で、年が十一月の年もあり、新暦は十月月なので、役人の給料等財政上の理由もあったとか。月は、その給与の年末調整の事後処理、法定調書の提出、その他償却資産の申告など結構多忙な月です。5日小寒、20日大寒。



人に施したる利益を記憶するなかれ。  
人より受けたる恩恵を忘れるなかれ。

(イギリスの詩人 バイロン)

### 1月の税務メモ

(国 税)	13日	(地方税)
○12月分源泉所得税の納付 (特例適用者は7~12月の半年分)		○12月分個人住民税特別徴収分の納付
○11月決算法人の確定申告	2月2日	○11月決算法人の確定申告
○5月決算法人の中間(予定)申告	ク	○5月決算法人の中間(予定)申告
○法定調書の作成提出	ク	○個人住民税の第4期分納付
○源泉徴収票の受給者への交付	ク	○給与支払報告書の提出
	(地方条例による)	○償却資産(固定資産税)の申告

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。